



市民文化会館（ハーモニーホール座間）の適正ではない 使用に関する指定管理者に対する嚴重注意について

概要	市民文化会館（以下、文化会館）の指定管理者である公益財団法人座間市スポーツ・文化振興財団（以下、財団）が関与した文化会館の適正ではない使用に関し、教育長から財団理事長に対し、嚴重注意を行いました。
内容	<p>令和3年5月11日の文化会館小ホール付属楽屋および令和2年12月11日の文化会館小会議室の適正ではない使用のうち、前者の件で、使用した前市長に対して使用料相当額を請求することについて、また、使用させた財団に対して、座間市立市民文化会館条例第7条および同条例施行規則第6・7条に違背することによる損害賠償を請求することについて、市教育委員会で検討してまいりました。</p> <p>市議会で設置された調査特別委員会による調査報告や行政法律相談の結果などを基に総合的に勘案した結果、使用料相当額を請求する法的根拠に乏しく、また、損害賠償を請求することについては、善管注意義務違反と損害との間の因果関係が認められないという結論に至り、いずれも請求は行わないことといたしました。</p> <p>しかしながら、本件により市民に不信感を抱かせた事態を重く受け止め、令和6年3月4日に教育長から財団理事長に対し、嚴重注意するとともに、組織の改善、法令遵守の徹底などを行い、文化会館の指定管理者として誠実かつ適正な管理運営業務にあたるよう指示することを書面で通知しました。</p>
対象者	財団理事長
問い合わせ先	教育部 生涯学習課 文化係 TEL 046 (252) 8476 FAX 046 (252) 4311